

(別添)

平成 28 年度「食育月間」実施要綱

平成 28 年 5 月 27 日

農林水産大臣決定

1 趣旨

食をとりまく社会環境が大きく変化する中で、子供たちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。このためには、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められており、子供から成人、高齢者に至るまで、生涯を通じた食育を推進する必要がある。

食育を推進するための活動については、「食育基本法」（平成 17 年法律第 63 号）及び「第 3 次食育推進基本計画」（平成 28 年 3 月食育推進会議決定）等を踏まえ、多様な主体の参加と協力を得て、国民運動として全国において展開することが重要である。

食育推進基本計画により、毎年 6 月が「食育月間」として定められており、同期間中に、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るものとする。

なお、「食」は、子供たちが豊かな人間性を育てていく上で重要であることから、広く国民が子供の食育に取り組む契機となるよう配慮することとする。

また、特に、20 歳代及び 30 歳代の若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多い一方で、これから親になる世代でもある。このため、こうした若い世代に対しても、食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるように食育を推進する。

2 期間

平成 28 年 6 月 1 日（水）から 6 月 30 日（木）までの 1 か月間

3 実施体制

農林水産省をはじめ、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省等の食育を推進する関係府省庁が協力しつつ実施する。また、地方公共団体並びに関係機関・団体に対しても参加を呼び掛け、全国的な食育推進運動の展開を図る。

4 重点事項

国民の食生活における様々な課題に対応し、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するため、以下の事項の重要性について、重点的に普及啓発を図る。

(1) 食を通じたコミュニケーション

食を楽しみながら食事の作法・マナー、食文化を含む望ましい食習慣や知識の習得が図られるよう、家庭における共食など食事等の場における食を通じたコミュニケーションを促進する。

また、家庭生活の状況が変化する中で、家庭における共食が難しい人が増えていることを踏まえ、地域や所属するコミュニティ等を通じた共食の機会を提供する。

(2) 望ましい生活リズム

朝食をとることや早寝早起きを実践すること等、子供の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを整える。

(3) 健康寿命の延伸につながる健全な食生活

健康寿命の延伸につながるよう、「食育ガイド」や「食事バランスガイド」等の普及啓発を通じ、減塩等の推進やメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養等の予防や改善、栄養バランスに優れた「日本型食生活」等の健全な食生活の実践を促進する。

(4) 食の循環や環境への意識

農林漁業体験や食品の調理に関する体験等食に関する様々な体験活動、食前食後の挨拶の習慣化等を通じ、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、自然の恩恵や、生産者を始めとした食に関わる多くの関係者の様々な活動により食が支えられていることへの感謝の念を持ち、食料問題を含め食の循環に関する理解を深めるとともに、「もったいない」という精神で、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携した食品ロス削減国民運動を展開する。

(5) 伝統的な食文化に関する関心と理解

伝統食材など地場産物を活かした郷土料理、食事の食べ方や作法等、我が国の豊かで多様な伝統的食文化に関する関心と理解を深め、保護・継承を推進する。

(6) 食の安全

食品の安全性に関する意識と関心を高めるとともに、食品の安全性に関する様々な情報について国民が十分に理解し活用できるよう、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションを始めとした消費者に対する正確で分かりやすい情報提供等の

充実、及び食品情報に関する制度の普及・定着を図る。

5 主な実施事項

(1) 食育推進全国大会の開催

平成28年6月11日(土)及び12日(日)、福島県において、農林水産省、福島県及び第11回食育推進全国大会福島県実行委員会の共催により、関係府省庁の連携・協力の下、シンポジウム、ワークショップや展示会等を中心とした中核的な行事である第11回食育推進全国大会を開催する。

(2) 各地域における行事等の開催

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体において、シンポジウム、講習会、展示会、調理や生産等の体験活動等の食育をテーマとした行事等を全国各地で開催する。

(3) 各種広報媒体等の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体において、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等各種広報媒体を活用するとともに、世代区分等に応じた具体的な取組を提示した「食育ガイド」等を活用した食育の普及啓発を実施する。

(4) 日常的な活動の場の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体において、それぞれの日常的な活動(特に、教育・保育、医療・保健、農林漁業、食品関連事業等に関する活動)の場所や機会を積極的に活用した食育の普及啓発を実施する。

6 月間実施上の留意事項

(1) より効果的な運動を実施する観点から、広報媒体への相乗りや行事の共催等、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体相互が積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

(2) 食育の推進が成果を挙げるためには、国民が自ら取り組むことが重要であることから、国民が共感し自発的に食育を実践する意識と意欲が醸成されるよう配慮する。

(3) 食育推進運動を継続的に展開するため、仕事と生活の調和の推進や家族や地域の大切さ等の観点にも配慮しつつ、毎月19日の「食育の日」の普及啓発を行うとともに、家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼び掛ける。